

電気事業法第55条第4項による
定期安全管理審査
申請の手引き

平成29年4月

一般財団法人 発電設備技術検査協会

法定業務室

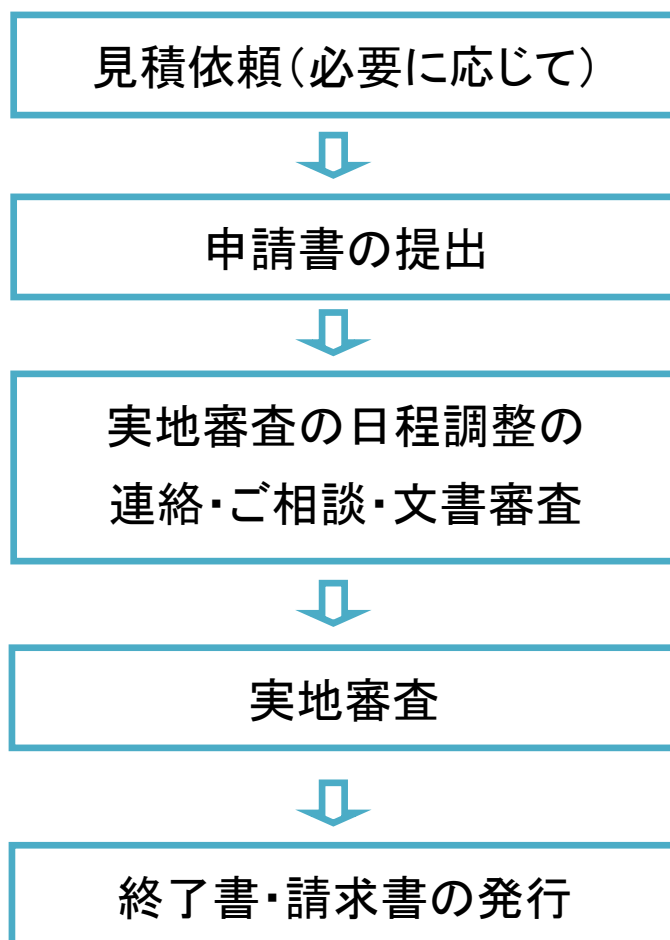
Japan Power Engineering and Inspection Corporation
Safety Management Audit Division

発電技検

目 次

1. 定期安全管理審査の流れ.....	1
2. 見積依頼	2
2.1 「見積依頼について」の様式.....	2
2.2 「見積依頼について」の記載要領.....	3
3. 審査の範囲.....	5
3.1 登録安全管理審査機関の審査範囲.....	5
3.2 受審時期及び申請書提出時期.....	6
3.3 複数の発電所一体の共通の定期事業者検査実施体制.....	7
3.4 申請をまとめられる単位.....	8
4. 申請書の提出.....	9
4.1 申請書類(提出する書類).....	9
4.2「定期安全管理審査申請書」の記載例.....	10
4.3「定期安全管理審査申請書」の記載要領.....	11
4.4「定期安全管理審査申請書(変更)」の記載例.....	14
4.5「定期安全管理審査申請書(変更)」の記載要領.....	15
4.6「連絡担当票」の記載例.....	16
4.7「連絡担当票」の記載要領.....	17
4.8「定期事業者検査対象電気工作物の概要」の記載例.....	18
4.9「溶接事業者検査対象電気工作物の概要」の記載例.....	19
4.10 安全管理審査の打切り.....	20
5. 申請書の提出先.....	22
6. 審査料金の請求について.....	23
7. 問合せ先.....	24

1. 定期安全管理審査の流れ



2. 見積依頼

<2.1「見積依頼について」の様式>

- ・ 「[見積依頼について](#)」を提出していただきますと、発電技検から「御見積書」を提示させていただきます。
- ・ 見積もりは必須ではございませんので、不要と判断された場合は、見積もりを行わずに申請書を提出していただいても結構です。
- ・ 見積依頼のご提出は E メール又は FAX でお願い致します。

平成 年 月 日	
一般財団法人 発電設備技術検査協会 宛	
見積依頼について(定期安全管理審査)	
1. 受審組織の名称	
2. 定期事業者検査の協力事業者名 (検査結果の合否判定を行う事業者)	
3. 定期事業者検査対象設備 検査期間 ※複数の発電所一体の共通の定期事業者検査実施体制を構築している場合は、発電所名と対象設備を記載してください。	
4. 溶接事業者検査の有無	<input type="checkbox"/> 有(民間製品認証制度活用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) (溶接事業者検査の協力事業者数 民間製品認証制度活用 有: __社、無: __社) <input type="checkbox"/> 無
5. 事業者検査組織	(現在の組織区分) (目指す組織区分)
6. 審査受審場所の最寄駅からの交通手段 ※必須項目ではありません	最寄駅: 最寄駅より: バス: _____ タクシー: _____
7. 御見積書の入手方法	<input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> その他(_____)
8. その他、要望事項 ※旅費込みの見積書をご希望の場合、審査ご希望日がある場合はその旨記載ください。	
9. 連絡先	
住所	〒 _____
会社名	
所属	
役職	
氏名	
電話番号	FAX 番号
Email	
見積書宛名	
見積提出期限	
なお、「見積依頼について」は、一冊の申請書で纏められる範囲毎に作成をお願い致します。複数の発電設備で、検査時期が同時期(約2カ月程度以内)であれば1つの申請書に纏めることが可能です。詳細は 申請の手引き をご参照ください。	

＜2.2「見積依頼について」の記載要領＞

「見積依頼について」の記載にあつては、特に次の点にご注意ください。

【1.受審組織の名称】

「組織の名称」については、施行規則第 52 条第 1 項若しくは第 3 項で定める主任技術者の選任範囲若しくは兼任範囲である事業場又は設備に係る定期事業者検査を行う組織名として下さい。

なお、複数の発電所一体の共通の定期事業者検査実施体制を構築している定期事業者検査実施組織*としての申請は、それらをまとめている事業所名を記載して下さい。その際、審査対象となった全ての発電所名を()書きで組織の名称の後ろに追記して下さい。

* 詳細は「3.3 複数の発電所一体の共通の法定事業者検査実施体制」をご参照ください。

例 (複数の発電所一体の共通の定期事業者検査実施体制を構築した場合)

〇〇株式会社 〇〇事業所 (〇〇発電所)

(●●発電所)

【2.定期事業者検査の協力事業者名】

定期事業者検査を協力事業者(検査結果の合否判定を行う場合に限る)へ委託する場合は、当該見積に係る全ての協力事業者名を記載して下さい。溶接事業者検査に係る協力事業者は記載していただくことなく結構です。

協力事業者へ委託しない場合は、「該当なし」又は「なし」と記載して下さい。

【3.定期事業者検査対象設備・検査期間】

当該見積の対象となる全ての電気工作物を、電気工作物毎に検査開始から計画されている又は実施した終了までの期間を記載して下さい。

例 〇〇発電所 第1号ボイラー 100 t / h
(平成〇〇年〇月〇～平成〇〇年〇月〇日)

〇〇発電所 第1号蒸気タービン 1,500kW
(平成〇〇年〇月〇～平成〇〇年〇月〇日)

なお、「見積依頼について」は、一冊の申請書で纏められる範囲毎*で作成をお願い致します。

* 詳細は「3.4 申請をまとめられる単位」をご参照ください。

【4.溶接事業者検査の有無】

当該の申請において、溶接事業者検査の実績及び見込みを含め有無を選択して下さい。

また、有を選択された場合、民間製品認証制度の活用の有無を選択して下さい。溶接事業者検査が複数あり、民間製品認証制度活用が有の案件と無の案件が混在している場合は、両方選択して下さい。また、溶接事業者検査においての協力事業者数についても記載して下さい。

例 溶接事業者検査の協力事業者数
民間製品認証制度活用 有:〇社、無:〇社

【5.事業者検査組織】

現在、評価を受けている組織の区分及び今回の申請において評価を目標される組織の区分を記載してください。

定期事業者検査を実施する組織区分		受審時期 (施行規則第 94 条の 5 第 1 項)
火力及び燃料電池	1号組織 (システム S)	国からの評価結果通知を受けた日から6年3月を越えない時期
	2号組織 (システム A)	国からの評価結果通知を受けた日から4年3月を越えない時期
	3号組織 (システム B)	国からの評価結果通知を受けた日から3年3月を越えない時期

火力及び燃料電池	4号組織 (解消)	設置者が十分な体制を維持することが困難となった時期
	5号組織 (更新)	1号から3号組織であって、規定する日までに定期事業者検査の時期が到来しなかった場合、定期事業者検査を行う時期
	6号組織 (個別)	定期事業者検査を行う時期

定期事業者検査を実施する組織区分		受審時期 (施行規則第94条の5第2項)
風力	1号組織 (システム)	国からの評定結果通知を受けた日から6年3月を越えない時期
	2号組織 (個別)	国からの評定結果通知を受けた日から3年3月を越えない時期
	3号組織 (解消)	設置者が十分な体制を維持することが困難となった時期

【6.審査受審場所の最寄駅からの交通手段】

実地審査場所(定期事業者検査場所)への交通手段を記載して下さい。

(必須項目ではございませんが、記載いただければ幸いです。)

例 最寄駅:〇〇線〇〇駅

最寄駅より:徒歩:〇〇分

バス:〇〇停留所〇〇分〇〇円又は、タクシー:〇〇分〇〇円

【7.御見積書の入手方法】

見積書の入手方法を選択してください。原則、Eメール又はFAXにて提出させていただきます。

【8.その他、要望事項】

旅費込みの見積をご希望される場合や審査ご希望日がございましたら記載下さい。また、その他見積についてのご質問、ご要望等ございましたら記載して下さい。

【9.連絡先】

見積書を提出させていただく際の連絡先、見積書宛名、見積提出期限を記載して下さい。

3. 審査の範囲

<3.1 登録安全管理審査機関の審査範囲>

登録安全管理審査機関が行うことのできる範囲は、「火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物」と定められています。具体的には、次の電気工作物（非常用予備発電装置に属するものを除く。）になります。

該当電気工作物(施行規則第94条)	
火力及び燃料電池	出力 1,000kw 以上の発電設備に係る蒸気タービン本体及びその附属設備
	ボイラー及びその附属設備
	独立過熱器及びその附属設備
	蒸気貯蔵器及びその附属設備
	出力 1,000kw 以上の発電設備に係るガスタービン (内燃ガスタービンにあつてはガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となつて燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総合体であつて、高圧ガス保安法第2条に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。)
	液化ガス設備 (液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあつては、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項及び第2項並びに第24条の2に規定する事業所に該当する火力発電所の原動力設備に係るものに限る。)
	燃料電池用改質器 (最高使用圧力 98kPa 以上の圧力を加えられる部分がある燃料電池用改質器のうち、出力 500kw 以上の発電設備に係るものであつて、内径が 200mm を超え、かつ、長さが 1000mm を超えるもの及び内容積が 0.04mm ³ を超えるものに限る。)
	ガス化炉設備
	脱水素設備
	出力 500kw 以上の発電設備に係る風力機関及びその附属設備
風力	出力 500kw 以上の発電設備に係る発電機
	出力 500kw 以上の発電設備に係る変圧器
	出力 500kw 以上の発電設備に係る電力用コンデンサー

<3.2 受審時期及び申請書提出時期>

定期事業者検査を実施する組織区分		受審時期 (施行規則第94条の5第1項)	申請書の提出時期
火力及び燃料電池	1号組織 (システムS)	国からの評定結果通知を受けた日から6年3月を越えない時期	審査受審希望の2か月前まで
	2号組織 (システムA)	国からの評定結果通知を受けた日から4年3月を越えない時期	
	3号組織 (システムB)	国からの評定結果通知を受けた日から3年3月を越えない時期	
	4号組織 (解消)	設置者が十分な体制を維持することが困難となった時期	
	5号組織 (更新)	1号から3号組織であって、規定する日までに定期事業者検査の時期が到来しなかった場合、定期事業者検査を行う時期	
	6号組織 (個別)	定期事業者検査を行う時期	審査受審希望の1か月前まで

定期事業者検査を実施する組織区分		受審時期 (施行規則第94条の5第2項)	申請書の提出時期
風力	1号組織 (システム)	国からの評定結果通知を受けた日から6年3月を越えない時期	審査受審希望の2か月前まで
	2号組織 (個別)	国からの評定結果通知を受けた日から3年3月を越えない時期	
	3号組織 (解消)	設置者が十分な体制を維持することが困難となった時期	

<3.3 複数の発電所一体の共通の定期事業者検査実施体制>

各発電所の定期事業者検査実施組織の上位組織が、複数の発電所において共通のマニュアル、手順書等を策定し、各発電所の定期事業者検査実施組織が共通のマニュアル、手順書等に従い定期事業者検査を実施する体制をいいます。

上位組織で定められるマニュアル、手順書等以外で、発電所ごとにその設備実態に応じた手順書等を作成する場合は、作成手順を具体的に示した文書等が上位組織において策定され、その手順どおりに作成されていることが必要となります。

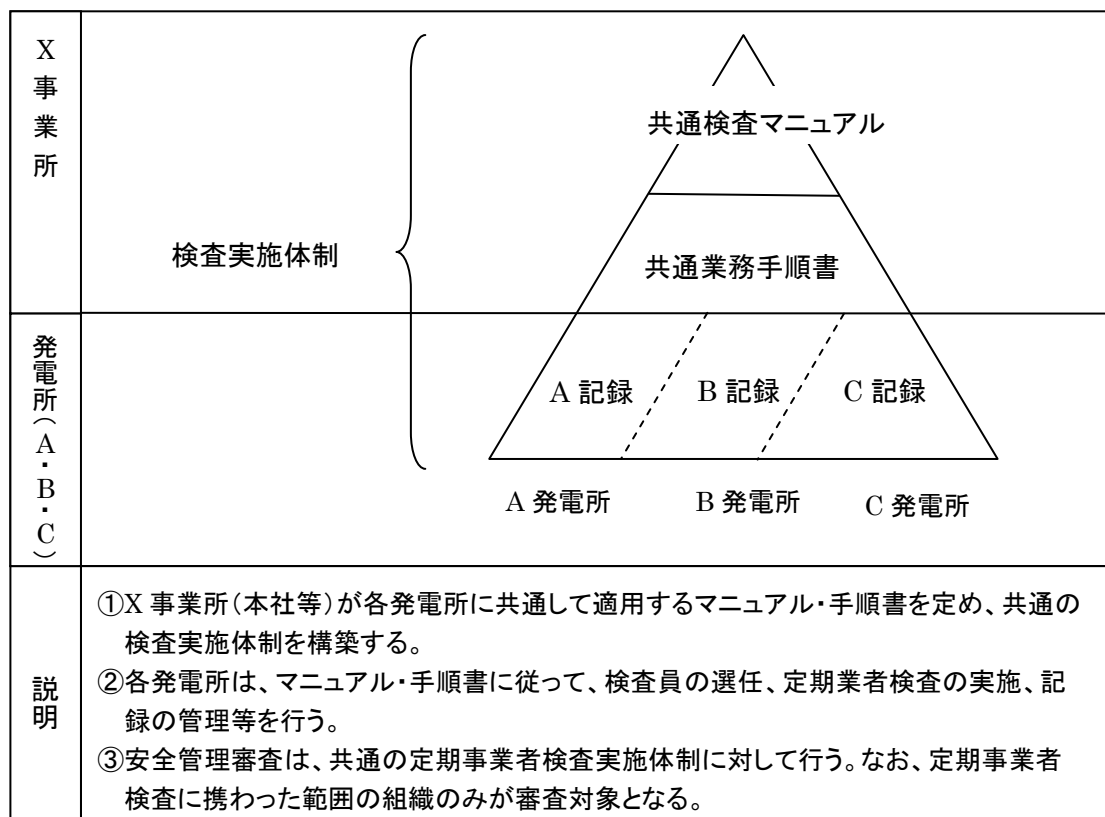


図 1.複数の発電所一体の共通の定期事業者検査実施体制を構築している定期事業者検査実施組織の概略(内規より)

<3.4 申請をまとめられる単位>

火力発電設備及び燃料電池発電設備に係る6号組織または風力発電設備に係る2号組織であり、1つの発電所、同時期に複数の発電設備の定期事業者検査を実施する場合、それらを纏めて1つの申請書で提出し、安全管理審査を同時に受審することも可能です。(図2.参照)

同時期に定期事業者検査が終了した場合〔例1〕や、一番早く定期事業者検査終了日から安全管理審査の期間(2ヵ月程度)までに終了する場合〔例2〕についても、審査を同時に受審することが可能です。

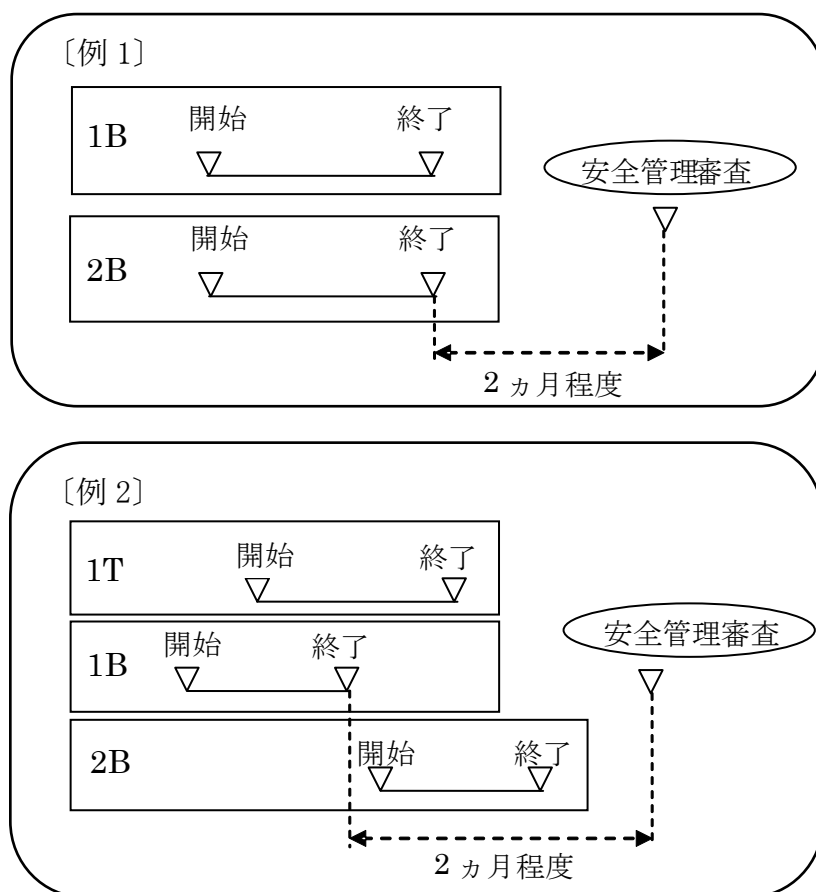


図 2.1つの発電所であって、同時期に複数の発電設備の定期事業者検査を実施する場合の同時期の考え方

4.申請書の提出

<4.1 申請書類(提出する書類)>

○システム

火力及び燃料電池 1～5号組織 又は 風力 1号組織3号組織 の場合

申請書類	様式	部数
①定期安全管理審査申請書	(定期様式第1)	原紙 1部
②委任状(必要に応じて)	—	原紙 1部 (2回目以降の提出はコピー)
③連絡担当票	(定期様式第2)	コピー 1部
④前回「評定通知書」	—	コピー 1部
⑤定期事業者検査実施体制表	—	コピー 2部
⑥定期事業者検査マニュアル	—	コピー 2部
⑦定期事業者検査計画書	(定期様式第3)	コピー 2部
⑧溶接事業者検査対象電気工作物の概要(溶接事業者検査がある場合)	(定期様式第4)	コピー 2部
⑨時期変更の基準に合致することを示す資料(時期変更をしている場合)	—	コピー 2部

○個別

火力及び燃料電池 6号組織 又は 風力 2号組織 の場合

申請書類	様式	部数
①定期安全管理審査申請書	(定期様式第1)	原紙 1部
②委任状(必要に応じて)	—	原紙 1部 (2回目以降の提出はコピー)
③連絡担当票	(定期様式第2)	コピー 1部
④定期事業者検査実施体制表	—	コピー 2部
⑤定期事業者検査要領書	—	コピー 2部
⑥定期事業者検査計画書	(定期様式第3)	コピー 2部
⑦定期事業者検査マニュアル (システムを指す場合)	—	コピー 2部
⑧溶接事業者検査対象電気工作物の概要(溶接事業者検査がある場合)	(定期様式第4)	コピー 2部
⑨時期変更承認に関する書類 (時期変更をしている場合)	—	コピー 2部

各項目の詳細は次ページ記載要領をご参照ください。

<4.2「定期安全管理審査申請書」の記載例>

(定期様式第1)

定期安全管理審査申請書

理事長個人名は記載不要です。

申請番号：
請年月日：平成 年 月 日

申請番号は申請者が任意で決めて下さい。なければ記載不要です。

一般財団法人 発電設備技術検査協会 理事長 殿

住所 〒 -
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社
取締役社長 〇〇 〇〇 印

原則、申請者は代表者として対外的に権限のある者とし、委任された方(例：発電所長、工場長)が申請者となる場合は委任状を提出願います。

電気事業法第55条第4項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称	(名称)〇〇株式会社 〇〇発電所 (住所)〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
定期事業者検査の協力事業者の名称 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	「該当なし」 検査結果の可否判定を協力事業者へ委託した場合、協力事業者名称を記載願います。該当なければ「該当なし」と記載願います。
定期事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	【定期事業者検査の実施場所】 (名称) 〇〇株式会社〇〇発電所 (住所) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 【定期事業者検査記録の保管場所】 (名称) 〇〇株式会社〇〇発電所 (住所) 〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 実施場所の名称に発電所名まで記載願います。
現在の組織区分及び今回の申請において 評定を目指される組織区分を記載願います。	
施行規則第94条の5に掲げる組織の区分 (時期変更の有無)	(現在の組織) 〇号に掲げる組織 (目指す組織) 〇号に掲げる組織 (時期変更: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 例) 第〇号ボイラー 100t/h 第〇号蒸気タービン 1,500kw 第〇号ガス圧縮機 1500Nm ³ /h 第〇号風車 2,000kw 「別紙のとおり」とする場合は、定期様式第3を参照して下さい。
定期事業者検査対象電気工作物の概要 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	別紙のとおり
定期事業者検査の実施時期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
溶接事業者検査実施状況及び結果の確認の有無	<input type="checkbox"/> 有 (民間製品認証制度活用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無
(添付資料) <input type="checkbox"/> 定期事業者検査実施体制表 <input type="checkbox"/> 定期事業者検査マニュアル <input type="checkbox"/> 定期事業者検査要領書 <input type="checkbox"/> 定期事業者検査計画書 <input type="checkbox"/> 時期変更の基準に合致することを示す資料 <input type="checkbox"/> 溶接事業者検査対象電気工作物の概要	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 前回評定通知書 <input type="checkbox"/> 連絡担当票 定期事業者検査対象になる全ての電気工作物の検査開始から終了までの期間を記載願います。

添付する資料に「レ」又は「■」をお願いします。

<4.3「定期安全管理審査申請書」の記載要領>

「定期安全管理審査申請書(定期様式第1)」は指定様式となりますので、発電技検 HP より[申請の様式](#)をご確認ください。なお、「定期安全管理審査申請書」の記載項目に変更があった場合は、変更申請を行う必要があります。「定期安全管理審査申請書(変更)」の記載要領をご確認下さい。

【申請番号及び申請年月日】

上段には申請者が任意で定めた申請番号を、下段には申請年月日を記載して下さい。申請番号がなければ記載は不要です。

【申請先】

『一般財団法人 発電設備技術検査協会 理事長 殿』と記載して下さい。理事長個人名の記載は不要です。

【申請者 住所及び氏名】

当該申請に関する代表者として対外的な契約権限のある者又は第55条第4項の定期安全管理審査に係わる一切の手続きについて、その権限を委任された者の会社名、住所、郵便番号及び署名又は記名・押印をお願いします。

権限を委任されている方が申請者となる場合は、委任状の提出をお願いいたします。

既に原紙を提出していただいている場合は、提出していただいた委任状の写しを添付していただくことで結構です。

【審査を受けようとする組織の名称】

審査を受けようとする組織については、施行規則第52条第1項又は第3項で定める主任技術者の選任範囲又は兼任範囲である事業場又は設備に係る定期事業者検査を行う組織名及び住所としてください。

なお、複数の発電所一体の共通の定期事業者検査実施体制を構築している定期事業者検査実施組織としての申請は、それらをまとめている事業所名及び住所を記載して下さい。その際、審査対象となった全ての発電所名を()書きで組織の名称の後ろに追記して下さい。

例1(発電所を組織の単位として構築した場合)

(名称) ○○株式会社 ○○工場発電所

(住所) 〒 — ○○県○○市○○町○-○-○

例2(複数の発電所一体の共通の定期事業者検査実施体制を構築した場合)

(名称) ○○株式会社 ○○事業所 (○○工場発電所)

(住所) 〒 — ○○県○○市○○町○-○-○

【定期事業者検査の協力事業者の名称】

定期事業者検査を協力事業者へ委託した場合は、当該申請に係る全ての協力事業者名及び住所を記載して下さい。(当該事業者が検査結果の合否判定を行う場合に限り。)溶接事業者検査に係る協力事業者は記載していただくなくて結構です。

協力事業者へ委託しない場合は、「該当なし」又は「なし」と記載して下さい。

【定期事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所】

定期事業者検査の実施場所については、定期事業者検査が実施された全ての場所の名称及び住所を記載して下さい。

検査記録の保管場所については、定期事業者検査記録として設置者が承認した記録を保管している場所の名称及び住所を記載して下さい。

1つの申請書において、複数の検査場所、保管場所が存在する場合で、枠内に記載できない場合は、「別紙のとおり」とし、別紙(様式は問いません)を使用していただいで結構です。

【施行規則第 94 条の 5 に掲げる組織の区分(時期変更の有無)】

現在の組織の区分及び今回の申請において目指される組織の区分を記載してください。

また、時期変更の有無を口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。時期変更は、システム組織として審査基準に基づき審査を実施し、国から定期事業者検査の時期の承認通知を受けている場合であり、審査によらず設置者から国に対して施行規則第 94 条の 2 第 2 項第 1 号に基づく定期事業者検査の時期変更承認とは異なります。有の場合は、時期変更の基準に合致することを示す資料を添付願います。

定期事業者検査を実施する組織区分		受審時期 (施行規則第 94 条の 5 第 1 項)
火力及び燃料電池	1号組織 (システム S)	国からの評価結果通知を受けた日から6年3月を越えない時期
	2号組織 (システム A)	国からの評価結果通知を受けた日から4年3月を越えない時期
	3号組織 (システム B)	国からの評価結果通知を受けた日から3年3月を越えない時期
	4号組織 (解消)	設置者が十分な体制を維持することが困難となった時期
	5号組織 (更新)	1号から3号組織であって、規定する日までに定期事業者検査の時期が到来しなかった場合、定期事業者検査を行う時期
	6号組織 (個別)	定期事業者検査を行う時期

定期事業者検査を実施する組織区分		受審時期 (施行規則第 94 条の 5 第 2 項)
風力	1号組織 (システム)	国からの評価結果通知を受けた日から6年3月を越えない時期
	2号組織 (個別)	国からの評価結果通知を受けた日から3年3月を越えない時期
	3号組織 (解消)	設置者が十分な体制を維持することが困難となった時期

【定期事業者検査対象電気工作物の概要】

定期事業者検査対象設備が複数になる場合はすべて記載して下さい。枠内に記載できない場合は「別紙のとおり」と記載し、別紙(定期様式第 3)を用いて電気工作物の名称、容量及び個々の設備のインターバル期間を含めて記載して下さい。

【定期事業者検査の実施時期】

個々の電気工作物に対する検査時期の詳細については、添付資料の「定期事業者検査計画書」で確認できますので、今回の申請対象となる全ての電気工作物を対象として検査開始から終了までの計画されている期間又は実施した期間を記載して下さい。

例 (1B)平成29年4月1日～平成29年5月10日

(2B)平成29年5月1日～平成29年6月30日

検査の実施時期⇒平成29年4月1日～平成29年6月30日

【溶接事業者検査実施状況の確認の有無】

今回の申請において、溶接事業者検査の実施状況の確認が必要となる溶接事業者検査の有無を選択して下さい。溶接事業者検査の実績があれば有を選択し、民間製品認証制度活用の有無について口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。溶接事業者検査が複数あり、民間製品認証制度活用の有と無の案件が混在している場合は、両方選択して下さい。

また、溶接事業者検査の詳細な内容を「溶接事業者検査対象電気工作物の概要」(定期様式第 4)を用い、添付願います。

【(添付資料)】

添付される資料を、口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。

【誤記修正等の扱い】

申請書提出後において、明らかな誤記又は記載もれ等が判明した場合は、ご要望等により、差替え、見え消し・訂正印又は追記・注記印等による処理も可能とします。

各項目の詳細は次ページ記載要領をご参照ください。

<4.4「定期安全管理審査申請書(変更)」の記載例>

定期安全管理審査申請書(変更)

記載内容に変更がある場合は、変更申請の提出をお願い致します。

申請番号に改訂番号を附してください。変更申請を申請する年月日を記載願います。

〇〇発電第1号-1
平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般財団法人 発電設備技術検査協会 理事長 殿

住所 〒 -
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇株式会社
取締役社長 〇〇 〇〇 印

電気事業法第55条第4項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称	(名称)〇〇株式会社 〇〇発電所 (住所)〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 (変更なし)
定期事業者検査の協力事業者の名称 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	(名称)〇〇株式会社 〇〇工場 (変更前) (住所)〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 (名称)〇〇株式会社 〇〇工場 (変更後) (住所)〒 - 〇〇県〇〇市〇〇町〇-▲-■
定期事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	【定期事業者検査の実施場所】 (名称) 〇〇株式会社〇〇発電所 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇- 【定期事業者検査記録の保管場所】 (名称) 〇〇株式会社〇〇発電所 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 (変更なし)
施行規則第94条の5に掲げる組織の区分(時期変更の有無)	(現在の組織) 〇号に掲げる組織 (目指す組織) 〇号に掲げる組織 (時期変更: <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無) (変更なし)
定期事業者検査対象電気工作物の概要 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	別紙のとおり (変更なし)
定期事業者検査の実施時期	平成〇年〇月〇日~平成〇年〇月〇日 (変更なし)
溶接事業者検査実施状況及び結果の確認の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (民間製品認証制度活用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無 (変更なし)

記載内容に変更がある場合は、変更前と変更後の内容を記載ください。

- (添付資料) 定期事業者検査実施体制表 委任状
定期事業者検査マニュアル 前回評定通知書
定期事業者検査要領書 連絡担当票
定期事業者検査計画書
時期変更の基準に合致することを示す資料
溶接事業者検査対象電気工作物の概要

変更時に添付した資料のみを選択するのではなく、変更前の添付資料及び変更申請時に添付される資料を含めて、「レ」又は「■」をお願いします。

<4.5「定期安全管理審査申請書(変更)」の記載要領>

申請書提出後、「定期安全管理審査申請書」の記載内容が変更される場合は「定期安全管理審査申請書(変更)」として変更申請をお願い致します。

組織が変わっていても、会社名、申請者名や工場名または所在地が変更される場合は、必ず変更申請を行って下さい。記載にあたっては、特に次の点にご注意下さい。

【申請番号及び年月日】

初回申請番号に改定番号を附し、変更を申請する年月日を記載して下さい。

初回申請番号に改定番号を附す事が困難な場合で、初回の申請番号と異なる申請番号になる場合は、変更前申請番号を併記して下さい。

例 29発電第1号—1
29発電第1号—A
29発電第3号(変更前申請番号 29発電第1号)

【申請先】

『一般財団法人 発電設備技術検査協会 理事長 殿』と記載して下さい。理事長個人名の記載は不要です。

【申請者の住所及び氏名】

「安全管理審査終了書」は、申請書記載の申請者名宛てに発行いたしますので、申請書提出後、申請者が変更になり、「安全管理審査終了書」等の宛名の変更を希望される方は、申請書の変更手続きをしてください。また、実地審査終了後に「安全管理審査終了書」等の宛名の変更を希望される場合は、変更申請の手続きしたい旨を速やかに申請を受理した事業所にご連絡下さい。

【申請内容】

次の項目については、変更前・後の内容を記載して下さい。変更の無い箇所については、「変更なし」と記載して下さい。

- ・審査を受けようとする組織の名称
- ・定期事業者検査の協力事業者の名称
- ・定期事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所
- ・施行規則第94条の5に掲げる組織の区分(時期変更の有無)
- ・定期事業者検査対象電気工作物の概要
- ・定期事業者検査の実施時期
- ・溶接事業者検査実施状況の確認の有無

例 ○○株式会社 ○○工場 (変更前)
○○県○○市○○町○-○-○
○○株式会社 ■■工場 (変更後)
○○県○○市○○町○-○-○

【(添付資料)】

変更時に添付した資料のみを選択するのではなく、変更前の添付資料及び変更申請時に添付される資料を含めて、口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。

【誤記修正等の扱い】

申請書提出後において、明らかな誤記又は記載もれ等が判明した場合は、ご要望等により、差替え、見え消し・訂正印又は追記・注記印等による処理も可能とします。

<4.6「連絡担当票」の記載例>

(定期様式第2)

申請内容や審査時期などに関する発電技検からの問い合わせに対応していただける方を記載願います。

《連絡担当票》

【連絡担当者】

	設置者	設置者(複数名必要な場合)
住所(〒) 会社名	〒 ー 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇株式会社 〇〇発電所	〒 ー 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇株式会社 〇〇発電所
所属	〇〇グループ	〇〇グループ
役職	〇〇	〇〇
氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
TEL	ー ー	ー ー
FAX	ー ー	ー ー
E-mail	@	@

【報告書等送付先】

	国の評定通知送付先	発電技検の終了書等送付先
住所(〒) 会社名	〒 ー 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇株式会社 〇〇発電所	同左
所属	〇〇グループ	
役職	〇〇	
氏名	〇〇 〇〇	
TEL	ー ー	

※必ず設置者の送付先を記載のこと。

【請求書送付先】(該当箇所に記載)

	設置者
住所(〒) 会社名	(報告書送付先と同じ)
所属	
役職	
氏名	
TEL	
請求書宛名 ※	〇〇株式会社 〇〇工場
備考	

請求書の送付先は必ず設置者の方を記載願います。

審査料の納付が設置者以外の場合、ご希望の宛名を記載していただければ記載通りの宛名で請求書を発行致します。

内容が上記と同じ場合「」等でもよい。

※納付者が設置者以外の場合、該当する主任技術者の口中に「レ」又は「■」をお願い致します。

【検査実施体制】

	所属・役職	氏名
<input type="checkbox"/> BT 主任技術者		
<input type="checkbox"/> 電気主任技術者		
検査責任者※		

※複数名いる場合は行を追加し、記載のこと。

申請時点での主任技術者及び検査責任者を記載願います。

<4.7「連絡担当票」の記載要領>

「連絡担当票」については、発電技検からの連絡(経路)確保のために、内容に変更がある場合は、速やかに再提出をお願い致します。

【連絡担当者】

申請内容や審査時期などに関する発電技検からの問い合わせ等に対応していただける担当者の方を記載して下さい。また、連絡担当者の方と連絡がとりづらい場合は、複数の方を記載して下さい。なお、申請書受付番号のお知らせを兼ねて申請受付通知をEメール又はFAXにて送付致しますので、Eメールアドレス及びFAX番号を必ず記載して下さい。

【報告書等送付先】

『国の評定通知送付先』及び『発電技検の終了書等送付先』は設置者の方を記載して下さい。

【請求書送付先】

安全管理審査料の請求書の送付先を記載して下さい。請求書の宛名は1申請につき、1社限りとさせていただきます。必ず設置者の方を記載して下さい。

なお、審査料の納付が設置者以外の場合は、請求書宛名欄にご希望の会社名等を記載して下さい。ただし、請求書は設置者の方に送付させていただきます。

【検査実施体制】

当該申請時における、電気工作物に必要な主任技術者及び検査責任者の氏名・役職を記載して下さい。また、該当する主任技術者(ボイラー・タービンもしくは電気)の口中に「レ」又は「■」(塗りつぶし)により選択して下さい。

<4.8「定期事業者検査対象電気工作物の概要」の記載例>

【個別組織の例】

(定期様式第3)

個別組織は、希望する検査周期は、「—」として下さい。

発電所名	発電設備技術センター 発電所					
施設番号	設備能力	前回検査 終了年月日	検査期間	時期変更 の有無	現在の 検査周期	希望する 検査周期
第1号タービン	出力 14,000kW	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	無	4年	—
第1号ボイラー	蒸発量 100t/h	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	無	2年	—
第2号タービン	出力 14,000kW	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	無	4年	—
第2号ボイラー	蒸発量 100t/h	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	無	2年	—
以下余白						

【システム組織の例】

SAMPLE

発電所名	発電共同火力発電所					
施設番号	設備能力	前回検査 終了年月日	検査期間	時期変更 の有無	現在の 検査周期	希望する 検査周期
第1号タービン	出力 14,000kW	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	無	4年	—
第1号ボイラー	蒸発量 100t/h	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	無	2年	4年(日常保守管理)
第2号タービン	出力 14,000kW	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	無	4年	—
第2号ボイラー	蒸発量 100t/h	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	無	4年(時期変2年延長)	4年(日常保守管理)
第3号タービン	出力 14,000kW	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	無	4年	6年(高度な運転管理)
第3号ボイラー	蒸発量 100t/h	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	有	4年(時期変2年延長)	6年(高度な運転管理)
以下余白						

検査周期の例

- 2年: 通常のボイラー、出力1万kW以上のガスタービン、液化ガス設備
- 3年: 出力1万kW未満のガスタービン
- 4年: 通常の蒸気タービン
- 4年(時期変2年延長): 時期変更での延長を実施しているボイラー
- 4年(日常保守管理): 日常保守管理の実施しているボイラー
- 6年(高度な運転管理): 高度な運転管理しているボイラー、蒸気タービン

<4.9「溶接事業者検査対象電気工作物の概要」の記載例>

溶接事業者検査対象電気工作物の概要

(定期様式第4)

No	協力事業者の 名称及び住所 (溶接施工工場)	計画書番号	施設番号	電気工作物の名称	全継 手数	検査項目※	検査場所	材料検査 ～耐圧検査期間	技術基準 適合確認日	民間製品認 証制度活用 の有無	備考
1	〇〇工業株式会社 〇〇工場 〇県〇市〇町〇-〇	溶検第1号	第1号 ボイラー	過熱器管寄せ	100	M,A,W,PWHT,P,F	〇〇工業株式会社〇〇工場 〇県〇市〇町〇-〇	平成〇年〇月〇日 ～平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	有	—
2	(株)〇〇工業〇〇工場 〇県〇市〇町〇-〇	安溶計第2号	第2号機	給水管	10	M,A,W,PWHT,NDT,P,F	〇〇(株)〇〇発電所 〇県〇市〇町〇-〇	平成〇年〇月〇日 ～平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	無	—
3	〇〇重工(株)〇〇事業所 〇県〇市〇町〇-〇 (〇〇重工 Philippines)	安管第3号	燃料設備	LNG貯槽 (輸入品)	500	M,A,W,NDT,T,P,F	〇〇重工(株)〇〇事業所 〇県〇市〇町〇-〇 〇〇(株)〇〇発電所 〇県〇市〇町〇-〇	平成〇年〇月〇日 ～平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	無	変更後 追加
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

今回の申請において、審査対象となる溶接事業者検査対象電気工作物がある場合は添付してください。
各項目が網羅された内容であれば、様式はこだわりません。

SAMPLE

※M:材料検査, A:開先検査, B:裏はつり, W:溶接作業検査, PWHT:熱処理検査, NDT:非破壊検査, T:機械検査, P:耐圧検査, F:外観検査

<4.10 安全管理審査の打切り>

定期安全管理審査申請後、申請書に記載された全ての定期事業者検査を行わない場合や中止する場合は、申請書の打切り手続きを行う必要があります。まず、打切りを行う旨を申請を受理した事業所に連絡していただき、「定期安全管理審査打切り願い」(定期様式第5)に必要事項を記載し、当該申請書を受け付けた発電技検の事業所へ送付してください。

なお、打切りをする旨を連絡されるまでに実施した審査計画、文書審査、実地審査を行っている場合は、発電技検の責に帰すべき事由により打切る場合を除き、業務規程に基づき審査料金、旅費等を請求させていただきます。

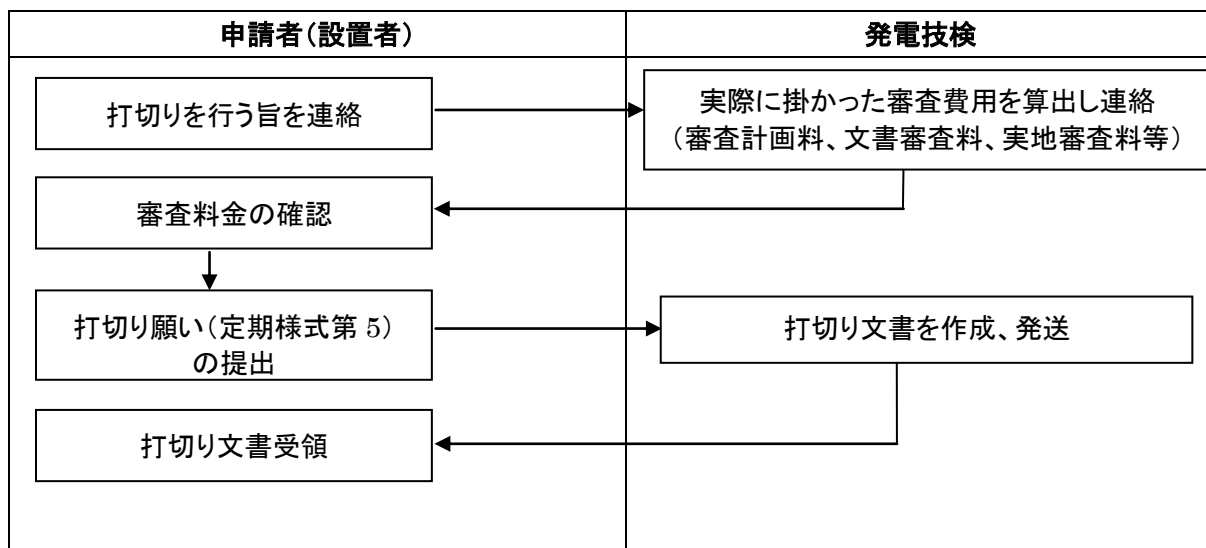


図 3. 打切りフロー

定期安全管理審査打切り願い

年 月 日 号

一般財団法人 発電設備技術検査協会 理事長 殿

住所
氏名

印

年 月 日付け 号 をもって申請した定期安全管理審査申請書は、下記事由により打切ります。

また、既に実施された審査料金の請求について合意いたします。

(打切り理由)

審査申請書		号	受付年月日	年 月 日
受付番号				

以 上

5. 申請書の提出先

申請書の提出は、原則として設置者(発電所)を担当する発電技検の事業所へ提出してください。郵送、ご持参いずれでも結構です。なお、同時期に定期安全管理審査を受審する複数の発電所又は事業所がある場合で、それらを一括して1つの定期安全管理審査申請書として申請を行い、審査の場所が複数の発電技検の事業所の区域に跨る場合は、法定業務室へ提出してください。

表 1.申請書の提出先

④	③	②	①
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 長崎佐賀福岡</div> 熊本大分</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 鹿児島宮崎</div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> 沖縄 </div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 山口島根鳥取</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 広島岡山</div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 愛媛香川</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 高知徳島</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 兵庫京都福井石川</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 滋賀富山</div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 大阪奈良岐阜</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 三重愛知</div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> 和歌山 </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 北海道</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 青森</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 秋田岩手</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 山形宮城</div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 新潟福島</div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 群馬栃木茨城</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 山梨埼玉東京</div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 長野神奈川千葉</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 静岡</div> </div>
区域	発電所の設置場所	担当する事業所(申請書提出先)	
①	<ul style="list-style-type: none"> 北海道産業保安監督部の管轄区域 関東東北産業保安監督部東北支部の管轄区域 関東東北産業保安監督部の管轄区域 中部近畿産業保安監督部の管轄区域(ただし、静岡県、長野県のみ) 	一般財団法人 発電設備技術検査協会 本部(法定業務室) 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 3F TEL : 03-5404-3875 FAX : 03-5404-3881	
②	<ul style="list-style-type: none"> 中部近畿産業保安監督部の管轄区域(ただし、静岡県、長野県を除く) 中部近畿産業保安監督部近畿支部の管轄区域 	一般財団法人 発電設備技術検査協会 西日本支部 〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島2-1-16 フジタ東洋紡ビル4F TEL : 06-7178-8525 FAX :06-7178-8529	
③	<ul style="list-style-type: none"> 中国四国産業保安監督部の管轄区域 中国四国産業保安監督部四国支部の管轄区域 	一般財団法人 発電設備技術検査協会西日本支部(広島分室) 〒732-0827 広島市南区稲荷町 4-1 広島稲荷町 NK ビル 11F TEL : 082-506-1950 FAX : 082-263-1501	
④	<ul style="list-style-type: none"> 九州産業保安監督部の管轄区域 那覇産業保安監督事務所の管轄区域 	一般財団法人 発電設備技術検査協会西日本支部(福岡分室) 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-8-27 博多駅東パネスビル 3F TEL : 092-411-1071 FAX : 092-474-7287	

6.審査料金の請求について

審査料金の請求は、「図 4. 見積金額確認から請求書発行までのフロー」によるステップで行います。

- (1) 最終の現地審査時に審査チーム長が、改めて審査料金について説明を行います。
- (2) 審査料金は、後日請求致しますので、請求書受領月の翌月末日までに指定の銀行口座にお振込み下さい。

振込み銀行名及び口座番号

・三菱東京UFJ銀行	本店	普通預金口座番号	7648950
・三井住友銀行	東京公務部	普通預金口座番号	842199
・みずほ銀行	東京営業部	普通預金口座番号	1860281

名義人 ザイ)ハツデンセツビギジュツケンサキヨウカイ
 (一般財団法人へ移行しましたが、先頭に「イッパン」は必要ありません)

- ・恐れ入りますが、振込み手数料のご負担をお願いいたします。
- ・請求書は申請者(設置者)へ送付いたしますが、納入者が異なる場合は、「連絡担当票」の請求書宛名欄に記載していただければ請求書の宛名は御希望通りの記載となります。
- ・請求書の宛名は、一つの申請につき1社限りとさせていただきます。
- ・自社の請求書様式を希望される場合は、対応いたしますのでご連絡下さい。

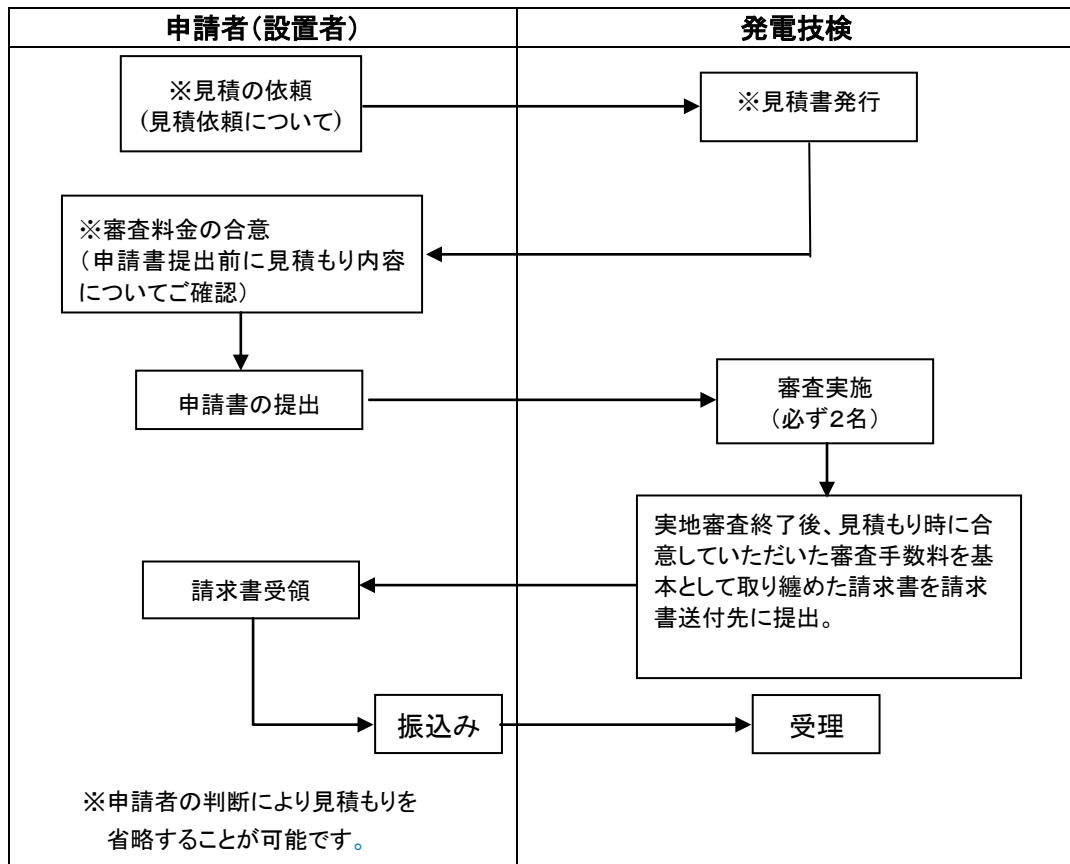


図 4. 見積金額確認から請求書発行までのフロー

7.問合せ先

安全管理審査に関する苦情、お問い合わせについては、下記にご連絡ください。

【問合せ先】

一般財団法人 発電設備技術検査協会
法定業務室
〒105-0012
東京都港区芝大門2丁目10番12号 KDX芝大門ビル3F
一般財団法人発電設備技術検査協会 法定業務室
TEL:03-5404-3875 FAX:03-5404-3881
E-mail: houtei@japeic.or.jp
ホームページ: <http://www.japeic.or.jp/>

改定履歴

改訂番号	改訂箇所	年月日
制定	新規作成	平成 29 年 4 月 1 日